	秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度26分50秒東経139度59分12秒の地点と北緯36度27分13秒東経139度57分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［42～83　略］	［42～83　同左］
［２～４　略］	［２～４　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二十九　平成二十三年総務省告示第二百十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			改正前		
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域			1　［同左］		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲	区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～26　略］			［１～26　同左］		
27	削除		27	(1)　福島県須賀川市狸森字田代3　(552.40) (2)　福島県石川郡平田村大字中倉字永沢139　(530.50)	北緯37度13分33秒東経140度28分04秒の地点と北緯37度13分25秒東経140度28分16秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯37度13分24秒東経140度28分18秒の地点と北緯37度11分45秒東経140度30分48秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯37度11分45秒東経140度30分49秒の地点と北緯37度11分29秒東経140度31分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
28	削除		28	(1)　東京都大田区下丸子３－１－15　(74.80) (2)　東京都大田区西六郷４－13－７　(31.90)	北緯35度34分16秒東経139度41分15秒の地点と北緯35度33分14秒東経139度41分58秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［29～85　略］			［29～85　同左］		
［２～４　略］			［２～４　同左］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。